

平成 16 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者：代表取締役社長 山崎 治平
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部
問 い 合 せ 先：執行役員広報部長 大越 武
TEL 03-3475-3802

資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 12 月 24 日開催の取締役会において、平成 17 年 2 月 2 日開催予定の優先株主様による種類株主総会、平成 17 年 2 月 3 日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり「資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本減少および資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却の目的

当社は、平成 14 年に財務体質改善のために、主要取引銀行から総額 4,700 億円の金融支援をいただくとともに、株主の皆さまのご支援により無償減資および法定準備金の取り崩しを実施させていただきました。その後も資産内容の改善に努めてまいりましたが、昨今の金融情勢の激変に伴い、そのスピードを加速させる必要に迫られました。

そこで、当社および当社関係会社 5 社は、資産内容の健全化および過剰債務解消を中心とした財務体質の改善、ならびに事業構造の転換による収益力の強化を図るべく、「事業再生計画」を策定し、平成 16 年 9 月 28 日付で株式会社産業再生機構から支援決定をいただきました。

この「事業再生計画」に基づく抜本的な事業再構築等の実施に伴い、平成 17 年 3 月期に生ずる予定の欠損金の一部の補填に備えるため、資本の減少を行うものです。

また、将来の優先配当負担の軽減ならびに潜在株式数の減少を目的として、資本減少に伴う各種優先株式の無償消却を行うものです。

2. 減資の要領

(1) 資本減少の内容

資本の額 65,046,554,424 円を 64,546,554,424 円減少して 500,000,000 円といたします。

なお、払い戻しを行わない無償の減資といたします。(株式併合等による発行済普通株式総数の減少は行いません。)

(2) 資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却の内容

- ・第 1 種優先株式の発行済株式の総数 2,000 万株について、2 株につき 1 株の割合で、1,000 万株を無償消却いたします。
- ・第 2 種優先株式の発行済株式の総数 3,000 万株について、2 株につき 1 株の割合で、1,500 万株を無償消却いたします。
- ・第 3 種優先株式の発行済株式の総数 5,000 万株について、2 株につき 1 株の割合で、2,500 万株を無償消却いたします。
- ・第 4 種優先株式の発行済株式の総数 5,000 万株について、2 株につき 1 株の割合で、2,500 万株を無償消却いたします。

3. 減資の日程（予定）

（１）取締役会決議日	平成 16 年 12 月 24 日
（２）優先株主様による種類株主総会決議日	平成 17 年 2 月 2 日
（３）臨時株主総会決議日	平成 17 年 2 月 3 日
（４）債権者異議申述最終期日	平成 17 年 3 月 7 日
（５）減資の効力発生日	平成 17 年 3 月 8 日

4. 今後の見通し

株主様、お取引金融機関、及び今後招聘を予定しておりますスポンサー様からご支援を賜ることにより、財務体質の改善を図り、さらに当社事業収益力を一層強化することで、株主資本の充実に努めてまいります。

以 上